

たいせつ し ほ ご し ゃ か た わ た
大切なお知らせです。保護者の方へ渡してください。

保護者のみなさまへ

令和7年度

しゅうがくえんじょ

就学援助についてのお知らせ

伊奈町教育委員会

しゅうがくえんじょせいど
就学援助制度とは・・・

経済的に就学が困難なご家庭に対して、学校への支払等に要する費用の一部を事後に支給しています。

令和7年度の就学援助をご希望の方（過去に認定対象外になった方も申請できます）は次のとおり申請してください。（前年度に認定された方でも新たに申請書の提出が必要です）

たいしょう かてい
対象となるご家庭・・・

伊奈町在住で、国公立小中学校（原則として特別支援学校は除く）に在籍しているお子様がいるご家庭で、**16歳以上のご家族**が、裏面の①～⑫のいずれかにあてはまる場合に対象となります。

※区域外就学をされている方はお住まいの市町村教育委員会にご相談ください。

しんせい
申請について・・・

- ① 申請期間

令和7年2月10日（月）～令和7年3月14日（金）… 前年度認定者
令和7年4月 1日（火）～令和7年4月30日（水）… 新規・新1年生
令和7年4月からの援助を希望する方は必ずこの期間内に申請してください。
添付書類が揃わない場合でも、その旨をお申し出のうえ、上記期間内に申請してください。
その後は随時受け付けております。
令和7年5月 1日（木）～令和8年1月16日（金）まで … 随時申請受付期間
支給対象となるのは、学校での受付日ではなく、教育委員会で審査後、認定した月からとなります。（最終認定日令和8年1月末日）
- ② 配布場所

申請書は町立小中学校と教育総務課に備えてあります。また、町 HP からダウンロードできます。（郵送はしません。）
- ③ 申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付してください。
申請書の記載や添付書類に不備がある場合は、審査ができません。
申請書は学校ごとに提出してください。（小学校・中学校等別の学校に通学している場合、申請書は1枚ずつ必要です。）
申請書は期限内に余裕を持って提出してください。
- ④ 提出先

町立学校に在籍している場合 → お子様の在籍している学校（随時申請の場合も同様）
町立以外の学校に在籍している場合→教育委員会教育総務課の窓口へ持参

- ⑤ その他

前年の収入のあるなしにかかわらず、所得の申告をすませておいてください。申告のない方は認定できません。**認定には審査があります。**
※収入がない方も所得の申告が必要になります。
認定までの4～6月分の給食費は一旦口座から引き落としになりますが、認定された場合は、1学期末に支給します。

しきゅうこうもく
支給項目・・・

認定区分	支給項目
要保護児童生徒	修学旅行費
準要保護児童生徒	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、体育実技用具費（柔道着）、校外活動費（宿泊あり・なし）、修学旅行費、学校給食費、生徒会費、PTA 会費、新入学準備金、オンライン学習通信費

- ※ 学校の集金額または経費実費を全額補填するものではありません。
- ※ 学年等によって支給とらない項目があります。

しんさけつかけ つうち
審査結果の通知について・・・

認定・認定対象外にかかわらず申請者全員に審査結果を通知します。（**6月下旬予定**）

しきゅう
支給について・・・

認定者には認定決定後、学校給食費、生徒会費、PTA 会費（認定前に保護者が学校へ支払った分を除く）は学校長に直接支払います。その他の項目については、指定口座に年3回学期末に支給します。ただし、学校での集金状況や認定前の滞納状況により、保護者に入金できないことがあります。校外活動費は、学校での会計報告が終了後の学期末に支給します。

令和7年度より支給通知書の郵送は行いません。支給日や支給額は、審査結果の通知時に配布する「就学援助費支給認定決定通知書」や通帳等で確認ください。

た
その他・・・

就学援助は、学校の集金を免除するものではありませんので、学校集金は必ずお支払ください。

申請内容は在籍校に報告します。また、制度の円滑な実施のために必要な場合、この制度の該当者であることをその他の関係機関にも情報提供することがあります。

認定期間中に家庭状況（住所・家族構成等）の変動等が生じた場合には、速やかに在籍校及び教育総務課にご連絡ください。異動の状況により再審査等が必要になります。連絡がない場合、援助ができなくなることもありますのでご注意ください。援助費の辞退を希望される方も必ずご連絡ください。なお、申請内容と事実が異なることが判明した場合は、支給済みの援助費を返却していただくこともございます。

と あ わ せ 先
問い合わせ先・・・

各町立小中学校 または 伊奈町教育委員会教育総務課 TEL 721-2111 内線2522

対象となるご家庭、提出書類、認定区分の詳細・・・

No.	対象となる理由	申請書に添付する証明書類	認定区分
①	生活保護が令和6年度又は7年度中に停止または廃止になった世帯	生活保護受給証明書と生活保護停止（廃止）決定通知書等のコピー	準要保護
②	町民税が非課税又は減免されている世帯（住宅ローン等減税は対象外）	令和7年度非課税証明書 の原本（当該年度6月以降のみ）	準要保護
③	災害等により個人事業税が減免又は固定資産税が減免されている世帯	県税減免（申請棄却）通知書のコピー又は固定資産税・都市計画税減免決定通知書のコピー	準要保護
⑤	国民年金の掛金が 全額免除 されている	国民年金保険料免除申請承認通知書のコピー（一部免除や、ご家庭の中で申請者以外に所得がある方がいる場合は不可。）	準要保護
⑥	国民健康保険の保険税が減免されている世帯	国民健康保険税減免決定通知書のコピー	準要保護
⑦	児童扶養手当を 全額受給 している	児童扶養手当証書のコピー（一部受給や、ご家庭の中で申請者以外に所得（年金含む）がある方がいる場合は不可。）	準要保護
⑧	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金貸付決定通知書のコピー	準要保護
⑨	失業中で雇用保険受給資格がある	雇用保険受給資格者証のコピー（ご家庭の中で申請者以外に所得がある方がいる場合は不可。）	準要保護
⑩	生活保護世帯	生活保護受給証明書のコピー	要保護
⑪	世帯全体の収入が少なく経済的にお子さんを学校に通わせるのが困難なご家庭 （世帯の前年所得を特別支援教育就学奨励費の算定方式に準じて算定した需要額と比較して査定します）	○令和7年1月1日以前から伊奈町にお住まいの方 ・ 添付書類不要 ○令和7年1月2日以降に伊奈町に転入した方 ・令和6年中の所得が確認できる書類 源泉徴収票・確定申告書控（第1表、第2表）のコピー ・ 令和7年度所得証明書 の原本（6月以降に、1月1日時点で居住していた自治体で取得可能）	準要保護
⑫	その他 ①～⑪に当てはまらないが、お子さんを学校に通わせるのが困難なご家庭	証明できる書類等	準要保護

◆ 証明書類についての注意事項 ◆

同居のご家族について

二世帯住宅等、同じ住所に居住する場合は、住民登録上の世帯や血縁関係の有無にかかわらず、同居とみなして添付書類の提出をお願いしています。生計が別である場合は、それを証明する書類として、それぞれの電気ガス水道料金の検針票や領収書のコピーが必要になります。

証明書類をそろえられない場合

理由を明確にして、教育総務課に相談してください。提出できる時期や書類を確認します。

就学援助が認定となる所得の目安（生計が同一な同居人全員の合計総所得金額）

世帯人数	家族構成	総所得金額等
5人世帯	母（35歳）、子（中3）、子（小4）、祖父（63歳）、祖母（60歳）	403万円以下
4人世帯	父（40歳）、母（35歳）、子（中3）、子（小4）	355万円以下
3人世帯	母（30歳）、子（小4）、子（小1）	254万円以下
2人世帯	母（26歳）、子（小1）	184万円以下

※世帯構成や社会保険料等で認定基準額が異なるため、上記の所得額はあくまでも目安となります。